

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三種町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鵜川地域

(1) 現況

本地域は、八郎潟湖岸地域を活用した稲作地帯であり、米を中心として栽培している。近年、過疎地域に指定されるなど、農業者の高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設の維持管理が難しくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の補修等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 浜口地域

(1) 現況

本地域では、八郎潟湖岸地域を活用した稲作地帯と日本海沿いの砂丘地帯の畑地で畑作を行っている。近年、過疎地域に指定されるなど、高齢化や施設の老朽化等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の補修等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 森岳地域

(1) 現況

本地域では、山間地に囲まれた稲作地帯となっており、米を中心として栽培している。近年、過疎地域に指定されるなど、高齢化・担い手不足や土地改良区がない地域が多いなど、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の補修等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 金岡地域

(1) 現況

本地域は、平成9年から18年に圃場整備が実施され、比較的整備された農地が広がり米を中心に営農が行なわれている。しかし、中山間地域もあり平場地域との生産条件の格差が大きいほか、近年では過疎地域に指定されるなど、高齢化・担い手不足等により農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の補修等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 下岩川地域

(1) 現況

本地域は、中山間地域が広がっており、平地よりも難しい条件のうえ、ため池等の農業用施設も多く存在している。振興山村地域や特定山村地域に指定されるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きいほか、近年では高齢化や施設の老朽化により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の補修等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 鹿渡地域

(1) 現況

本地域は、八郎潟湖岸地域と山間地に平行した平野が稲作地帯となっており、米を中心とした栽培を行っている。しかし、中山間地域もあり平場地域との生産条件の格差が大きいほか、近年では過疎地域に指定されるなど、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 上岩川地域

(1) 現況

本地域は、集落全体が山間部に位置するため、厳しい条件の農地が多い。振興山村地域や特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいほか、近年では高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及第2号、第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の補修等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	鵜川地域 浜口地域 森岳地域 金岡地域 下岩川地域 鹿渡地域 上岩川地域	法第3条第3項第1号及び第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・地域協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。
- ・本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。